# 国務院による最も厳格な水資源管理制度の実施に関 する意見

国発〔2012〕3号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部、各直属機構

水は生命の源、生産の要、生態の基盤である。人口の多さに比較して水量が乏しく、水資源の季節的・地理的分布も均等でないのが中国の水情勢である。現在中国の水資源は極めて厳しい状況にあり、水資源の不足、水質汚染の深刻さ、水界生態環境の悪化などの問題は日増しに顕在化し、経済・社会の持続可能な発展における深刻なボトルネックとなっている。中央水利工作会議および『中国共産党中央委員会 国務院による水利改革発展を加速させることに関する決定』(中発[2011]1号)における要求を徹底して実施するため、最も厳格な水資源管理制度を実施することについて以下に意見を記す。

#### 一、全体的要求

(一)指導構想。科学的発展観を掘り下げ、徹底して実践する。水資源の配置・節約・保護に重点を置き、水需要および水供給プロセスの管理を強化する。制度を健全化し、責任を確実に果たし、能力を向上させ、監督管理を強化する。水使用総量を厳格に抑制し、水使用効率を全面的に向上させる。河川・湖へ流入する汚染物質総量を厳格に抑制し、節水型社会の建設を急ぐ。水資源の持続可能な利用および経済・社会の発展モデルの転換を促進する。経済・社

会の発展と水資源・水環境の許容能力の調和をはかり、経済・社会の長期的安 定した、かつ比較的迅速な発展を保障する。

(二)基本原則。人間本位の方針を堅持する。国民が最も関心を寄せ、国民と最も直接的な関係があり、最も現実的である水資源問題の解決のため尽力する。飲料水・水供給・生態の安全を保障する。人と水との調和を維持する。自然および経済・社会発展のルールを尊重する。水資源の開発と保護の関係を調整する。水事情に応じてニーズ・供給量・行動を定め、計画の調整を行う。統一的計画配分による各方面への配慮を維持する。生活・生産・生態用水及び上流・下流、両岸、主流・支流、地表水・地下水の調和をはかる。改革イノベーションを引き続き実施し、水資源管理体制およびシステムを整備、管理方式・方法の改善を行う。土地事情に応じた措置をとり、分類ごとの指導を実施する。制度実施の実行可能性および有効性を重視する。

#### (三)主要目標。

水資源開発利用における抑制ラインを設定し、2030年までに全国の水使用総量を7000億m3以内に抑える。水使用効率抑制ラインを設け、2030年までに水使用効率を世界トップレベルに到達または近しいレベルまで引き上げる。工業付加価値1万元あたりの水使用量を(2000年を不変価格として計算。以下同様)40m3以下に引き下げるとともに、農業用灌漑水の有効利用係数を0.6以上に引き上げる。水機能区における抑制ラインを設定し、2030年までに主要な汚染物質の河川・湖への総流入量を水機能区の許容範囲内に抑える。水機能区の水質

基準到達率を 95%以上に引き上げる。

上記の目標を達成するため、2015年までに全国水使用総量を6350億 m3 以内に抑制するよう努力する。工業付加価値1万元あたりの水使用量を2010年比で30%以上引き下げ、農業用灌漑水の有効利用係数を0.53以上に引き上げる。重要河川・湖などの水機能区における水質基準到達率を60%以上に引き上げる。2020年までに全国水使用総量を6700億 m3 以内に抑制するよう努力する。工業付加価値1万元あたりの水使用量を65m3以下に引き下げ、農業用灌漑水の有効利用係数を0.55以上に引き上げる。重要河川・湖などの水機能区における水質基準到達率を80%以上に引き上げる。重要河川・湖などの水機能区における水質基準到達率を80%以上に引き上げ、都市水供給水源地水質の全面的な基準達成をはかる。

- 二、水資源開発利用抑制ラインの管理強化による、水使用総量の抑制の徹底
- (四)計画管理および水資源の検証を厳格化する。水資源の開発利用は主体機能区の要件に満たすこと。流域・区域において統一的に制定された計画に基づいて、水資源の多様な機能を発揮させ、総合的な効果をあげる。水プロジェクトの建設は流域の総合計画および洪水対策計画に符合しなければならない。水行政関係主管部門または流域管理機構は管理権限に基づいて審査を行い、所見に署名する。関連計画およびプロジェクト建設における水資源配置についての検証に力を入れる。国民経済・社会の発展計画および都市全体計画の編成、重要建設プロジェクトの配置は、現地の水資源条件および洪水対策の要件に応

じたものであること。建設プロジェクトにおける水資源検証制度を厳格に実施し、法に基づいた水資源検証作業を終えていない建設プロジェクトについては、審査機関による認可を受けることができないものとする。建設事業者は許可無く建設・生産を開始してはならず、規定に反した事業者に対しては一律に停止を命じる。

(五)流域および区域の取水総量・水使用総量を厳格に抑制する。主要河川流域における水量配分計画の制定を急ぎ、流域および省・市・県レベルの行政区域全体における取水総量・水使用総量規制指標システムを設立する。流域および区域における取水総量・水使用総量規制を実施する。各省、自治区、直轄市は河川流域水量配分計画または取水総量・水使用総量抑制指標に基づいて年度水使用計画を制定し、法に基づいて自行政区・地域内における年度水使用の総量管理を実施する。健全な水権利制度を確立し、水市場の育成と水利権取引の奨励に努め、市場メカニズムを活用して水資源を合理的に配置する。

(六)取水許可を厳格に実施する。取水許可についての審査管理規範の厳格化に努め、取水総量・水使用総量が抑制指標以上となっている地域においては、一時的に新規取水建設プロジェクトの審査を停止する。取水総量・水使用総量が抑制指標と近い地域においては、新規取水建設プロジェクトの審査を制限する。国の産業政策に符合しない、または、国の産業構造調整指導リストに廃止されるべき項目としてリストアップされているもの、製品が業種別水使用定量基準に符合しないもの、都市において公共給水管網が水使用の需要を満た

しているにもかかわらず自主取水設備により地下水を採取しているもの、および地下水過剰採取地区において地下水を採取しようとする建設プロジェクトの取水申請は、審査機関による認可を受けることができない。

(七)水資源の有償使用を厳格化する。水資源費用の徴収基準を適切に調整する。徴収範囲を拡大し、水資源費用の徴収・使用・管理を厳格に行う。各省・自治体・直轄市は水資源費用の徴収・使用・管理制度を早急に整備し、規定された徴収範囲・対象・基準および徴収プロセスを厳格に遵守して、徴収すべき費用を確実に徴収する。いかなる事業所および個人も許可無く水資源費用の減免・徴収延期・徴収停止をすることはできない。水資源費用は主として水資源の節約・保護・管理に用いる。水資源費用の不正取得・流用行為については法に基づいて厳しく調査・処分を行う。

(八)地下水の管理および保護を厳格化する。地下水の動態モニタリングに力を入れ、地下水の取水総量・水使用総量抑制および水位管理を行う。各省・自治区・直轄市の人民政府は地下水の採取禁止および採取制限範囲を早急に制定・講評する。地下水の採取禁止区においては、農業・工業建設プロジェクトおよびサービス業による新規地下水採取を禁止し、段階的に超過取水量を削減し、地下水採取バランスを回復する。深層被圧地下水は原則的に緊急時および戦略的備蓄としてのみ用いる。揚水井戸建設の審査管理を法に基づいて規範化する。都市公共配水管網における自主井戸については、期限を定めて閉鎖する。全国の地下水利用・保護計画の作成・実施を急ぐとともに、南水北調の東線・

中央線における導水区・地盤沈下区・海水流入区の地下水開発方案についても 早急に作成・実施し、段階的な採取量削減をはかる。

(九)水資源の統一的調整に力を入れる。流域管理機構および県レベル以上の地方人民政府水行政主管部門は水資源調整計画・緊急時調整予定計画および調整計画を制定・整備し、水資源の統一的な調整を実施する。地域の水資源の調整は流域水資源の統一的調整に従い、水力発電・水供給・水上輸送などの調整は流域水資源の統一的調整に従うこと。水資源調整計画、緊急時調整予定計画および調整計画の承認後、関係地方人民政府および部門などは、同計画に従わなければならない。

## 三、水使用効率の抑制ラインによる管理の強化と節水型社会建設の全面的 な推進

(十)節水管理に対し全面的に力を入れる。各レベルの人民政府は節水型社会建設のための責任を適切に果たし、節水を経済・社会の発展および人々の生活・生産活動のあらゆるプロセスに浸透させ、節水に資する水使用システム・メカニズムを構築・整備する。水価格改革を着実に推進する。水の引き入れ・調整・採取・供給などのプロジェクト建設に際しては、節水を優先的に考慮しなければならない。水資源が不足かつ生態系が脆弱な地域においては、都市の規模を過度に拡張することを厳格に抑制する。水を大量に消費する工業プロジェクトの建設および水を大量に消費するサービス業の発展を制限し、農業用水の乱用を抑制する。

(十一)水使用の定量管理を強化する。水を大量に消費する工業およびサービス業に対する水使用定量国家基準の設定を速やかに行う。各省・自治区・直轄市人民政府は水使用効率抑制ラインに定められた目標に基づいて、自行政区内における業種別水使用定量を適宜改訂する。取水許可管理の対象となっている事業所およびその他の大口水使用者に対しては、水使用の計画的な管理を実施するとともに、水使用事業所重点モニタリングリストを作成し、水使用量の監督管理を強化する。建設プロジェクトを新設・改修または拡張する際は、節水措置計画を制定することで、節水設備およびメインプロジェクトの同時計画・同時施工・同時操業開始(「3同時」制度)を保証し、「3同時」制度に違反するものについては、県レベル以上の人民政府関係部門または流域管理機構が取水・水使用を停止させ、期限付きで是正を命じる。

(十二)節水技術改良を推進する。節水にかかる強制基準を制定し、水使用製品における水使用効率の表示管理を段階的に実施する。節水強制基準を満たさない製品の生産・販売は禁止する。農業における節水に力を入れる。節水灌漑に対する産業支援・技術サービス・財政補助などの政策措置を整備し、着実に実行する。パイプラインによる水輸送・スプリンクラー灌漑・マイクロ灌漑などの高効率・節水型灌漑の発展に努める。工業節水技術の改善に力を入れ、工業節水モデルプロジェクトを建設する。工業における業種別および企業別の水使用状況および節水ポテンシャルを考慮し、適正な節水目標を決定する。関係部門は早急に、水消費量が高く廃止すべき旧式技術・設備・製品についての

リストを作成し、公表する。都市生活における節水事業を強化し、節水モデル 事業を展開、公共建築物内における節水基準を満たさない水使用設備及び製品 を段階的に失くし、生活節水用品の使用を推進し、配水管網の漏水・破損率の 引き下げに尽力する。汚水の処理・再利用、雨水と低濃度塩水の開発利用、海 水の淡水化と直接利用など非通常水源の開発利用を奨励し、積極的に普及する。 都市における汚水処理・再利用管網の建設を急ぎ、都市汚水処理・再利用率を 段階的に引き上げる。非通常水源の開発利用を水資源の統一的配置に組み込む。

四、水機能区における汚染物質許容抑制ラインによる管理の強化と河川・ 湖へ流入する汚染物質総量の厳格な抑制

(十三)水機能区における監督・管理を厳格化する。水機能区における監督・管理制度を整備し、水機能区水質基準達成度評価システムを確立する。水機能区における動態モニタリングおよび科学的管理に力を入れる。水機能区における配置は所在地域の主体機能の位置づけに従い、かつ同機能に資するものであること。また、主体機能区の発展の方向性および開発原則を満たすこと。水域汚染物質許容量を厳しく査定し、河川・湖へ流入する汚染物質総量を厳格に管理する。各レベルの人民政府は汚染水における制限汚染物質の排出総量を水質汚染防止および排出削減事業の重要な根拠として扱う。水質汚染の防止・管理を徹底する。工業汚染源の管理に力を入れる。主要な汚染物質の排出削減に力を入れる。都市汚水の処理率を向上させ、重点流域における水環境品質を改善する。河川・湖・ダムにおける富栄養化を予防・改善する。流域管理機構

は重要河川・湖の省境界部における水質モニタリングを強化する。河川・湖に流入する汚染物質排出口を厳格に管理する。汚染物質排出量が水機能区における汚染物質の排出規制総量を超過している地域については、新規取水および河川・湖へ流入する汚染物質排出口についての審査を制限する。

(十四)飲料水水源の保護に力を入れる。各省・自治区・直轄市人民政府は、法に基づいて、飲料水水源保護区の計画・制定を行い、重要な飲料水水源地における安全保障基準達成に努める。飲料水水源保護区内には汚染物質排出口の設置を禁止する。すでに設置されているものについては、県レベル以上の地方人民政府が期限を設けて撤去を命じる。県レベル以上の地方人民政府は、飲料水水源地の審査・認可および安全評価システムを整備し、重要飲料水水源地リストを公表する。全国都市飲料水水源地安全保障計画および農村飲料水安全プロジェクト計画の実施を急ぐ。水・土壌流出対策を強化し、非点汚染を予防・改善し、水源涵養林の破壊を禁止する。飲料水水源の緊急対応管理に力を入れ、飲料水水源地における突発事故発生時の緊急対応予定計画を完全化し、予備水源を確立する。

(十五)水界生態系の保護・修復を推進する。水資源の開発利用は河川の 適切な流量、湖・ダム・地下水の水位を維持しつつ実施する。生態内の基本的 な水使用需要を考慮し、河川・湖の健全な生態を保護する。全国水界生態系の 保護・修復計画を作成する。重要な生態保護区・水源保養区・河川源流区・湿 地などの保護に力を入れる。水源内部の汚染解消をはかる。生態が脆弱な河川 および地域の水界生態系修復を推進する。生態用水および河川生態評価基準システムの確立を検討し、全国重要河川・湖に対して定期的に健康度評価を行い、 健全な水界生態系補償メカニズムを確立する。

### 五、保障措置

(十六)水資源管理責任および審査制度の確立。水資源開発、利用、節約 および保護についての主要な指標を地方の経済・社会発展総合評価システムに 導入する。県レベル以上の地方人民政府の主要な責任者が自行政区域の水資源 の管理および保護に対し全責任を負う。国務院は各省・自治区・直轄市人民政府における主要な指標の履行状況について審査を行う。水利部が関係部門と連携して具体的な実施を手配し、審査結果は地方人民政府関係幹部および関係企業責任者の総合評価の重要な根拠として、幹部主管部門に提出する。具体的な審査方法については、水利部が関係部門と共同で策定し、国務院の承認を得て実施する。関係部門はコミュニケーションと協働に努め、水資源の統一的監督・管理は水行政主管部門が行う。発展改革・財政・国土資源・環境保護・住宅都市農村建設・監察・法制などの部門はそれぞれの職責に応じて分担を行う。最も厳格な水資源管理制度を実施するため、自己の責任を果たし、協力を密にし、一致団結して臨む。

(十七)水資源モニタリングシステムを整備する。水資源モニタリング、 水使用量の計測、統計など管理方法を早急に制定し、関係技術基準システムの 健全化をはかる。省境界など重要な管理地区・水機能区・地下水の水質・水量 についてのモニタリング能力の確立に力を入れる。流域管理機構が省境界における水量モニタリングにおいて測定するデータは、省・自治区・直轄市水使用総量を審査するうえで根拠の一つとして取り扱う。各省の境界における水質モニタリングで測定されるデータは、省・自治区・直轄市における重点流域の水質汚染予防・改善プロジェクトの計画・実施状況を審査するうえで、重要な根拠の一つとして取り扱う。取水、排水、河川・湖へ流入する汚染物質排出口の計量モニタリング施設の設置に力を入れるとともに、国家水資源管理システムの確立を急ぎ、中央、流域および地方における水資源モニタリング管理プラットフォームを段階的に整備する。緊急対応のための機動性あるモニタリング機能の構築を進める。モニタリング・早期警戒・管理能力を全面的に向上させる。水資源公報などの情報発信を適宜行う。

(十八)水資源管理体制を整備する。流域管理と行政区域管理がリンクした水資源管理体制の整備を進める。流域水資源の統一的計画・管理・調整を適切に強化する。都市・農村の水資源の統一的管理に力を入れ、都市・農村の水供給、水資源総合利用、水環境整備、洪水・冠水対策の統一的計画を実施し、水資源の配置の最適化を促進する。

(十九)水資源管理のシステムへの参入メカニズムを整備する。各レベルの人民政府は投資ルートを開拓・拡大し、長期的かつ安定した効果が望める水資源管理参入メカニズムを確立し、水資源節約・保護・管理業務にかかる経費を保障するとともに、水資源管理システムの構築、節水技術の普及・活用、地

下水超過採取区の整備、水界生態系システムの保護・修復などに対し、重点的に支援を行う。中央財政は水資源節約・保護・管理への支援に力を入れる。

(二十)政策・法規および社会監督メカニズムを整備する。水資源の配置・節約・保護・管理などの分野における政策・法規システムの整備を早急に行う。基本的な水状況についての広報と教育を幅広く実施し、社会世論に対する監督を強化する。社会全体の水についての危機意識と、水資源の節約・保護意識を向上させる。節水、適切な水使用に対する社会的意識を形成する。水資源管理については、科学的な政策決定と民主的な政策決定を推進する。一般国民の参加するシステムを整備し、多様な方法で各界の意見に耳を傾け、政策決定の透明度を高める。水資源の節約・保護・管理においてめざましい功績をあげた事業所または個人については、表彰・褒賞を行う。

国務院

2012年1月12日